

香川県生活環境の保全に関する条例（抄）	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（抄）
目次 第 1 章 略 第 2 章 公害の防止等に関する規制 第 1 節～第 3 節 略 第 3 節の 2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策 第 1 款 土砂等による埋立て等に関する規制（第 62 条の 2—第 62 条の 7） 第 2 款 特定埋立て等に関する規制（第 62 条の 8—第 62 条の 29） 第 4 節～第 7 節 略 第 3 章～第 7 章 略 附則	目次 第 1 章 略 第 2 章 公害の防止等に関する規制（第 13 条—第 62 条） 第 3 章～第 6 章 略 附則
（定義） 第 2 条 略 2～9 略 10 この条例において「土砂等」とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。	
11 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為（生活環境の保全上必要な措置が図られているものその他の規則で定める行為を除く。）をいう。	（条例第 2 条第 11 項の規則で定める行為） 第 10 条の 2 条例第 2 条第 11 項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の規定による許可を受け、若しくは同法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において堆積をする行為 （2） 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の規定による届出をした特定施設において堆積をする行為

	(3) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定による指定を受けた要措置区域又は同法第 11 条第 1 項の規定による指定を受けた形質変更時要届出区域（同法第 6 条第 1 項に規定する汚染の除去等の措置が講じられる場合に限る。）において堆積をする行為 (4) 土壤汚染対策法第 17 条の規定による汚染土壤の運搬に関する基準に従い汚染土壤を一時的に保管する施設において堆積をする行為 (5) 土壤汚染対策法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けた汚染土壤処理施設において堆積をする行為 (6) 製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為 (7) その他生活環境の保全上必要な措置が図られていると知事が認める行為				
12 この条例において「埋立て等区域」とは、土砂等による埋立て等に伴う土地の区域（当該埋立て等が一団の土地の区域において行われる場合にあっては、当該一団の土地の区域）をいう。 13 この条例において「特定埋立て等」とは、埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。 14～21 略					
第 3 節の 2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策 第 1 款 土砂等による埋立て等に関する規制					
（土砂基準） 第 62 条の 2 土砂基準は、埋立て等に使用される土砂等の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。	（土砂基準） 第 51 条の 2 条例第 62 条の 2 の土砂基準は、別表第 21 の 2 の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。				
	別表第 21 の 2（第 51 条の 2 関係） <table border="1"> <tr> <td>カドミウム</td><td>検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>全シアン</td><td>検液中に検出されないこと。</td></tr> </table>	カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	全シアン	検液中に検出されないこと。
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。				
全シアン	検液中に検出されないこと。				

	有機りん	検液中に検出されないこと。
	鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
	砒素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等 1 キログラムにつき15ミリグラム未満であること。
	総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
	P C B	検液中に検出されないこと。
	銅	埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等 1 キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
	ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
	四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
	1, 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
	1, 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
	1, 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
	1, 1, 1—	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。

	トリクロロエタン	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
	トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
	チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
	シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
	チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
	ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
	ほう素	検液 1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。
	1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
	備考	

1 測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準告示」という。）別表に定める方法による。

2 この表の右欄に掲げる要件のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌環境基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあ

	るのは、「土砂等」と読み替えるものとする。 3 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 4 「検液中に検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。	
(土砂等による埋立て等を行う者の責務) 第 62 条の 3 土砂等による埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、当該埋立て等に応ずる埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。 2 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染（土砂基準に適合しない土砂等が埋立て等を使用されたことにより、土壌が汚染された状態をいう。以下同じ。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。		
(土砂等が発生させる者の責務) 第 62 条の 4 土砂等が発生させる者は、埋立て等を使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。		
(土砂等の運搬を行う者の責務) 第 62 条の 5 土砂等の運搬を行う者は、埋立て等を使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。		
(土地の所有者等の責務) 第 62 条の 6 土地の所有者等は、土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供しようとするときは、当該埋立て等により土壌の汚染が発生する		

おそれがないことを確認するよう努めなければならない。 2 土地の所有者等は、提供した土地において土砂等による埋立て等が不適正に行われていることを知ったときは、速やかに県への通報その他必要な措置を講じなければならない。	
(土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等) 第 62 条の 7 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して行う埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。 2 知事は、埋立て等に使用され、又は使用された土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、当該埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
第 2 款 特定埋立て等に関する規制	
(特定埋立て等の実施の届出) 第 62 条の 8 特定埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置 (3) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積 (4) 特定埋立て等に使用する土砂等の量 (5) 特定埋立て等を行う期間 (6) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土の汚染状態 (7) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置 (8) 特定埋立て等完了後の土地の形状 (9) 特定埋立て等完了後の土地の利用目的 (10) 施工を管理する事務所の所在地及び連絡先 (11) 施工を管理する者の職名及び氏名	(特定埋立て等の実施等の届出) 第 51 条の 3 条例第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出は、特定埋立て等実施（変更）届出書（第 18 号様式の 2）により行わなければならない。

(12) 関係市町の範囲	
(13) その他規則で定める事項	2 条例第 62 条の 8 第 1 項第 13 号の規則で定める事項は、県外土砂等（県外において採取された土砂等をいう。以下同じ。）の使用の有無とする。
2 前項の規定は、次に掲げる特定埋立て等には適用しない。 (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体で規則で定めるもの が行う特定埋立て等 (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う特定埋立て等	3 条例第 62 条の 8 第 2 項第 1 号の規則で定める公共団体又は公共的団体は、次のとおりとする。 (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構 (2) 独立行政法人水資源機構 (3) 土地開発公社
(3) 軽易な特定埋立て等で規則で定めるもの	4 条例第 62 条の 8 第 2 項第 3 号の規則で定める特定埋立て等は、次に掲げる特定埋立て等（県外土砂等を使用しないものに限る。）とする。 (1) みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号）第 16 条第 1 項の規定による協議を要しない土地開発行為である特定埋立て等 (2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う特定埋立て等であって、当該区域内において採取された土砂等のみを使用するもの (3) 前号に規定する区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う特定埋立て等であって、当該土砂等の量が 1 万立方メートル未満のもの (4) 土地の通常の管理のために必要な特定埋立て等
3 第 1 項の規定による届出には、特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。	5 条例第 62 条の 8 第 3 項（条例第 62 条の 9 第 2 項及び第 62 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により第 1 項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号（第 51 条の 6 に規定する特定埋立て等にあつては、第 10 号及び第 11 号を除く。）に掲げる書類とする。 (1) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の位置図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図及び求積図 (2) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の登記事項証明書 (3) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第 18 号様式の 3）、当該

	試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士」という。）が発行したものであって、当該表土が土砂基準に適合することを確認できるものに限る。） (4) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置図 (5) 関係市町の範囲の算定資料及び当該範囲の図面 (6) 届出をする者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書 (7) 届出をする者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 51 条の 20 第 2 項第 3 号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 (8) 香川県の県税に係る納税証明書（届出をする者が香川県内に住所等を有しない場合にあっては、住所がある都道府県の都税又は道府県税に係る納税証明書） (9) 条例第 62 条の 10 に規定する利害関係人の同意を得たことを証する書類 (10) 特定埋立て等施行周知実施状況報告書（第 18 号様式の 4） (11) 特定埋立て等施行説明実施状況報告書（第 18 号様式の 5） (12) 特定埋立て等に伴う埋立て等区域の現況写真 (13) その他知事が必要と認める書類
（経過措置） 第 62 条の 9 一の埋立て等が特定埋立て等となった際現にその埋立て等を行っている者は、当該埋立て等が特定埋立て等になった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該期間内に当該埋立て等を完了したときは、こ	

の限りでない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。	
(利害関係人の同意) 第62条の10 第62条の8第1項又は前条第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に係る埋立て等区域の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は利害関係を有する者で規則で定めるものに対し、当該特定埋立て等の内容を説明し、その全員の同意を得なければならない。	(条例第62条の10の規則で定める者) 第51条の4 条例第62条の10の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1) 特定埋立て等に係る埋立て等区域内からの排水の第1次放流先の水利権を有する者 (2) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置に係る土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者
(住民への周知) 第62条の11 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に係る埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定埋立て等の内容を周知させるため必要なものとして規則で定める措置を講じなければならない。	(住民への周知の方法) 第51条の5 条例第62条の11の規則で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置(県外土砂等を使用する特定埋立て等にあつては、第1号に掲げる措置)とする。 (1) 特定埋立て等の内容についての説明会を開催すること。 (2) 特定埋立て等の内容を記載した書類を、当該特定埋立て等に係る埋立て等区域の周辺地域の住民に配布すること。 (3) 特定埋立て等の内容を当該特定埋立て等に係る埋立て等区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用する方法により一般の閲覧に供すること。 2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等であつて、知事が特に必要がないと認めるものについては、前項の規定にかかわらず、条例第62条の11(条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置は要しないものとする。
(関係市町長への説明) 第62条の12 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、関係市町の長に対し、その届出に係る特定埋立て等の内容を説明しなければならない。	(関係市町長への説明の省略) 第51条の6 前条第2項の規定により条例第62条の11(条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置を要しないものとされた特定埋立て等については、条例第62条の12(条例第63条の13第2項

	において準用する場合を含む。)の規定による説明は要しないものとする。										
(特定埋立て等の変更の届出) 第 62 条の 13 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 9 第 1 項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 第 62 条の 8 第 3 項の規定は前項の規定による届出について、第 62 条の 10 から前条までの規定は前項の規定による届出をする者について、それぞれ準用する。	(条例第 62 条の 13 第 1 項の規則で定める変更等) 第 51 条の 7 条例第 62 条の 13 第 1 項の規則で定める変更は、次のとおりとする。 (1) 条例第 62 条の 8 第 1 項第 1 号、第 8 号、第 10 号又は第 11 号に掲げる事項の変更 (2) その他知事が適当と認める事項の変更										
3 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 9 第 1 項本文の規定による届出をした者は、第 1 項の規則で定める変更をしたときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。	2 条例第 62 条の 13 第 3 項の規則で定める書類は、第 51 条の 3 第 5 項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類とする。										
(実施の計画の変更命令) 第 62 条の 14 知事は、第 62 条の 8 第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定埋立て等に従事する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合することその他の規則で定める基準(第 62 条の 27 第 1 項第 6 号において「特定埋立て等実施基準」という。)に適合しないと認めるときは、次条第 1 項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該特定埋立て等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。	(特定埋立て等実施基準) 第 51 条の 8 条例第 62 条の 14 の特定埋立て等実施基準は、別表第 21 の 3 (第 51 条の 6 に規定する特定埋立て等にあつては、5 の項及び 6 の項を除く。)のとおりとする。										
	別表第 21 の 3 (第 51 条の 8 関係) <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>特定埋立て等に従事する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合すること。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>埋立て等区域内の浸透水を採取する措置が講じられること。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>特定埋立て等の施工を管理することができる事務所が設置されること。</td></tr> <tr> <td>4</td><td>条例第 62 条の 10 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による利害関係人の同意の取得がなされていること。</td></tr> <tr> <td>5</td><td>条例第 62 条の 11 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)</td></tr> </table>	1	特定埋立て等に従事する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合すること。	2	埋立て等区域内の浸透水を採取する措置が講じられること。	3	特定埋立て等の施工を管理することができる事務所が設置されること。	4	条例第 62 条の 10 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による利害関係人の同意の取得がなされていること。	5	条例第 62 条の 11 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)
1	特定埋立て等に従事する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合すること。										
2	埋立て等区域内の浸透水を採取する措置が講じられること。										
3	特定埋立て等の施工を管理することができる事務所が設置されること。										
4	条例第 62 条の 10 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による利害関係人の同意の取得がなされていること。										
5	条例第 62 条の 11 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)										

			）の規定による住民への周知がなされていること。
	6	条例第62条の12（条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への説明がなされていること。	
	7	届出をした者に、特定埋立て等を行うために必要な資力及び信用があること。	
（実施の制限） 第62条の15 第62条の8第1項又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（規則で定める場合にあつては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る特定埋立て等を行ってはならない。 2 知事は、第62条の8第1項又は第62条の13第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。		（条例第62条の15第1項の規則で定める場合等） 第51条の9 条例第62条の15第1項の規則で定める場合は、特定埋立て等に県外土砂等を使用しない場合とし、同項の規則で定める日数は、30日とする。	
（土砂等の搬入の届出） 第62条の16 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。 （1）土砂等の採取場所 （2）搬入しようとする土砂等の量 （3）搬入を行う期間 （4）搬入を行う者 （5）搬入方法 （6）搬入経路		（土砂等の搬入の届出） 第51条の10 条例第62条の16第1項又は第3項の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入（変更）届出書（第18号様式の6）により行わなければならない。 2 県外土砂等でない土砂等の搬入については、条例第62条の16第1項の規定による届出は要しないものとする。	
2 前項の規定による届出には、規則で定めるところにより、土砂等の採取場所及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書類を添付しなければならない。		3 条例第62条の16第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。	

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 4 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。	(1) 土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（第18号様式の7） (2) 土砂等の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第18号様式の3）、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）
（搬入の計画の変更命令） 第62条の17 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、次条第1項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該土砂等の搬入に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。	
（搬入の制限） 第62条の18 第62条の16第1項又は第3項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る土砂等を搬入してはならない。 2 知事は、第62条の16第1項又は第3項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。	
（展開検査等） 第62条の19 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等供する埋立て等区域に搬入した土砂等を当該特定埋立て等に使用しようとするときは、当該土砂等の展開その他の適切な方法により、当該土砂等への廃棄物その他の生活環境の保全上支障のおそれがある物（次項において「廃棄物等」という。）の混入又は吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。 2 前項の規定による検査の結果、土砂等に廃棄物等の混入又は吸着が確認さ	（展開検査等の省略） 第51条の11 県外土砂等でない土砂等の使用については、条例第62条の19第1項の規定による検査は要しないものとする。

れたときは、第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に当該土砂等を使用してはならない。	
(土砂等管理台帳の作成) 第 62 条の 20 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に使用した土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。	(土砂等管理台帳の作成) 第 51 条の 12 条例第 62 条の 20 の土砂等管理台帳は、特定埋立て等土砂等管理台帳（第 18 号様式の 8）によらなければならない。 2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第 62 条の 20 の規定による土砂等管理台帳の作成は要しないものとする。
(定期報告等) 第 62 条の 21 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、その届出に係る特定埋立て等に使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。	(特定埋立て等施行状況報告) 第 51 条の 13 条例第 62 条の 21 第 1 項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から 1 年ごとに、当該期間満了後 3 週間以内（条例第 62 条の 25 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、特定埋立て等施行状況報告書（第 18 号様式の 9）により行わなければならない。 2 第 51 条の 10 第 2 項の規定により条例第 62 条の 16 第 1 項の規定による届出を要しないものとされた土砂等については、前項の報告書に、第 51 条の 10 第 3 項第 1 号の土砂等採取場所証明書を添付しなければならない。
2 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域以外の地域へ流出する水について水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、当該埋立て等区域内の土壌検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。	(水質検査等結果報告) 第 51 条の 14 条例第 62 条の 21 第 2 項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から 1 年ごとに、当該期間満了後 3 週間以内（条例第 62 条の 25 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした場合又は当該届出を当該期間満了後 3 月以内にする場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、水質検査等結果報告書（第 18 号様式の 10）により行わなければならない。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第 18 号様式の 3） (2) 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真 (3) 水質検査又は土壌検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したも

	のに限る。) (4) その他知事が必要と認める書類																								
3 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等^ニ供する埋立て等区域内の浸透水が、水質基準（埋立て等区域内の浸透水の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合していないことを確認したとき（前項ただし書の場合にあっては、当該埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したとき）は、直ちに当該特定埋立て等を停止し、その原因の調査その他当該特定埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。	(水質基準) 第 51 条の 15 条例第 62 条の 21 第 3 項の水質基準は、別表第 21 の 4 の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																								
	別表第 21 の 4（第 51 条の 15 関係） <table> <tr> <td>カドミウム</td><td>1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>全シアン</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>有機りん</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>鉛</td><td>1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>六価クロム</td><td>1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>砒素^ビ</td><td>1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>総水銀</td><td>1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>P C B</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr> <td>銅</td><td>埋立て等^ニ供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、1 リットルにつき1 ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td><td>1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>四塩化炭素</td><td>1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</td></tr> </table>	カドミウム	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	全シアン	検出されないこと。	有機りん	検出されないこと。	鉛	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	六価クロム	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	砒素 ^ビ	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	総水銀	1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	アルキル水銀	検出されないこと。	P C B	検出されないこと。	銅	埋立て等 ^ニ 供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、1 リットルにつき1 ミリグラム以下であること。	ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
カドミウム	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。																								
全シアン	検出されないこと。																								
有機りん	検出されないこと。																								
鉛	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。																								
六価クロム	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。																								
砒素 ^ビ	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。																								
総水銀	1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。																								
アルキル水銀	検出されないこと。																								
P C B	検出されないこと。																								
銅	埋立て等 ^ニ 供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、1 リットルにつき1 ミリグラム以下であること。																								
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。																								
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。																								

	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
	1, 2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
	1, 1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
	1, 2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
	1, 1, 1—トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。
	1, 1, 2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
	トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
	1, 3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
	チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
	シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
	チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
	ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。

	<table border="1"> <tr> <td>セレン</td><td>1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>ふっ素</td><td>1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>ほう素</td><td>1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td>1, 4—ジオキサン</td><td>1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 備考 1 測定方法は、土壤環境基準告示別表に定める方法による。ただし、砒素及びアルキル水銀にあっては地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）別表に定める方法、銅にあっては規格K0102-3の11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法による。 2 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 3 「検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。 </td></tr> </table>	セレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	ふっ素	1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	ほう素	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。	1, 4—ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	備考 1 測定方法は、土壤環境基準告示別表に定める方法による。ただし、砒素及びアルキル水銀にあっては地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）別表に定める方法、銅にあっては規格K0102-3の11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法による。 2 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 3 「検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。	
セレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。										
ふっ素	1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。										
ほう素	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。										
1, 4—ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。										
備考 1 測定方法は、土壤環境基準告示別表に定める方法による。ただし、砒素及びアルキル水銀にあっては地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）別表に定める方法、銅にあっては規格K0102-3の11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法による。 2 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 3 「検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。											
（関係書類等の縦覧） 第62条の22 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第62条の20の土砂等管理台帳（次条において「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその付近において縦覧に供しなければならない。	（関係書類等の縦覧の省略） 第51条の16 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の22の規定による関係書類等の縦覧は要しないものとする。										
（関係書類等の保存） 第62条の23 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、その届出に係る特定埋立て等について第62条の25第1項の規定による完了の届出又は同条第2項の規定による廃止の届出が受理された日から5年間、関	（関係書類等の保存） 第51条の17 条例第62条の23の規定による関係書類等の保存は、条例第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる方法により行わなければならない。										

係書類等を保存しなければならない。	2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第 62 条の 23 の規定による関係書類等の保存は要しないものとする。
(標識の掲示) 第 62 条の 24 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に係る埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。	(標識) 第 51 条の 18 条例第 62 条の 24 の規則で定める標識は、特定埋立て等に関する標識（第 18 号様式の 11）によらなければならない。
(完了等の届出) 第 62 条の 25 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 3 前項の規定により休止の届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を再開したときは、当該再開の日から 5 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	(完了等の届出) 第 51 条の 19 条例第 62 条の 25 第 1 項の規定による届出は、特定埋立て等完了届出書（第 18 号様式の 12）により行わなければならない。 2 条例第 62 条の 25 第 2 項の規定による届出は、特定埋立て等休止（廃止）届出書（第 18 号様式の 13）により行わなければならない。 3 前項の届出書には、特定埋立て等に係る埋立て等区域において休止又は廃止のために講じた措置の内容を確認できる計画書、図面その他の書類を添付しなければならない。 4 条例第 62 条の 25 第 3 項の規定による届出は、特定埋立て等再開届出書（第 18 号様式の 14）により行わなければならない。
(承継) 第 62 条の 26 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。	
2 前項の規定により第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62	(承継の届出)

条の13第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、当該承継に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の所有者等に通知しなければならない。	第51条の20 条例第62条の26第2項の規定による届出は、特定埋立て等承継届出書（第18号様式の15）により行わなければならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （1） 承継した事実を証する書類 （2） 承継した者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書 （3） 承継した者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 （4） その他知事が必要と認める書類
（措置命令等） 第62条の27 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該特定埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該特定埋立て等を使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （1） 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。 （2） 第62条の15第1項又は第62条の18第1項の規定に違反して特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。 （3） 第62条の21各項の規定による報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。 （4） 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が水質基準に適合していないとき。 （5） 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合していないとき。 （6） 特定埋立て等が特定埋立て等実施基準に適合していないとき。 （7） 前各号に掲げるもののほか、土壌の汚染を防止するために緊急の必要	

があるとき。 2 第14条第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。	
第62条の28 知事は、前条第1項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 知事は、前項の公表をした場合において、その命令を受けた者が当該命令の内容を履行したと認めるときは、その旨を公表するものとする。	
(土地の所有者等に対する勧告及び公表) 第62条の29 知事は、特定埋立て等に限る埋立て等区域において、土壌の汚染が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該埋立て等区域の土地の所有者等に対し、土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 前条第2項の規定は、前項の公表について準用する。	
(報告の徴収) 第125条 略 (1)～(5) 略 (5)の2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者 (5)の3 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を排出し、又は排出した者 (5)の4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を運搬し、又は運搬した者 (5)の5 土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供し、又は提供した者 (6)～(17) 略	

(立入検査等) 第 126 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土砂等（第 5 号の 3 及び第 5 号の 4 に掲げる場所の土砂等に限る。）を無償で収去させることができる。 (1)～(5) 略 (5)の 2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者の事務所又は事業所 (5)の 3 埋立て等区域 (5)の 4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等の採取場所 (6)～(10) 略 2・3 略	
(関係行政機関への照会等) 第 126 条の 2 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。	
(香川県環境審議会への諮問) 第 128 条 知事は、特定施設、土壌汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、水質排水基準、土砂基準、水質基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。	
第 7 章 罰則	
第 132 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 9 条、第 14 条第 1 項、第 28 条、第 31 条第 1 項、第 51 条第 4 項、第 62 条の 7 第 2 項、第 62 条の 14、第 62 条の 17、第 62 条の 27 第 1 項又は第 86 条第 2 項の規定による命令に違反した者	

(2) 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文、第 62 条の 13 第 1 項又は第 62 条の 16 第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
第 136 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 62 条の 20 の規定による土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (2) 第 62 条の 21 各項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第 81 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
第 137 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 7 条第 1 項、第 18 条第 1 項若しくは第 3 項、第 19 条第 1 項、第 26 条、第 62 条の 13 第 3 項、第 62 条の 25 各項、第 62 条の 26 第 2 項、第 82 条第 1 項又は第 83 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 10 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 62 条の 15 第 1 項、第 62 条の 18 第 1 項又は第 62 条の 23 の規定に違反した者	
第 139 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 (3) 第 126 条第 1 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	
第 140 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 132 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた利害関係人	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。 (香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明であって改正後の第 62 条の 10 から第 62 条の 12 までに規定する利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明に相当するものは、改正後の第 62 条の 10 から第 62 条の 12 までの規定によりなされた利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明とみなす。 3 施行日前になされた香川県環境審議会の意見の聴取であって改正後の第 128 条に規定する土砂基準又は水質基準を定めようとするときの香川県環境審議会の意見の聴取に相当するものは、同条の規定によりなされた土砂基準又は水質基準を定めようとするときの香川県環境審議会の意見の聴取とみなす。 (香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正) 4 略	2 略
---	------------